平成２８年（フ）第１１７５号
東京都墨田区八広５丁目30―10―202
債務者　富井　　梓
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１７６号
東京都足立区竹の塚１丁目12―14―204
債務者　佐藤　　元
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５号
静岡市清水区有東坂１丁目224番地の265、旧住所静岡市清水区七ツ新屋185番地の11
債務者　安藤巳貴直（旧姓日浦）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
愛知県刈谷市小垣江町北浦30番地　ファミール北浦301号
債務者　外山　妙子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５５号
大阪府箕面市新稲４丁目16番11号（101号）
債務者　髙岸　久美（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３３号
大阪市大正区鶴町４丁目11番５―1006号
債務者　三槻　將伸
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０７号
佐賀県杵島郡江北町大字山口2848番地
破産者　有限会社長友石油店
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１１１８号
北海道千歳市朝日町３丁目１番地の１
破産者　株式会社三美
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４号
栃木県那須塩原市東原198番地15、前住所栃木県那須塩原市埼玉326番地８　第２コウセン那須Ａ―202号
破産者　旬菜ダイニングＳＨＯこと　松野　浩三
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２２号
富山県高岡市福岡町大野150　サンバリー福岡病院、住民票上の住所富山県氷見市窪2123番地１　ディアス窪110号
破産者　亡塩谷義隆相続財産
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３８号
富山県射水市作道1985番地の１
破産者　有限会社津田木材店
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第９４号
岐阜県羽島市竹鼻町錦町29番地アメニティハイツ102
破産者　株式会社ＦＥＮＩＸ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２４１７号
名古屋市中村区畑江通２丁目15番地
破産者　株式会社冨士土建
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４５号
大阪府東大阪市長栄寺５番21号
破産者　株式会社ブラネット・ビジョン60
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１０号
大阪府茨木市耳原３丁目２番18号
破産者　株式会社小野田組
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８７号
大阪市北区西天満１丁目７番８号
破産者　株式会社国際企画
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６５９号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1200号
破産者　エニーアクセス株式会社
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７２９号
大阪市北区西天満４丁目10番19号
破産者　株式会社エルエムアール
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７６号
熊本市東区長嶺東６丁目９番９号
破産者　サカヒロ開発株式会社
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係